

【信託受益権の譲渡の対価の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、居住者及び恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権（以下この表において「信託受益権」という。）の譲渡の対価（同条に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 「信託受益権の種類」の欄には、金銭の信託受益権、有価証券の信託受益権、金銭債権の信託受益権、不動産の信託受益権、動産の信託受益権、無体財産権の信託受益権のように記載すること。
 - 「信託財産の種類」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
 - 金銭の信託受益権である場合には、金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託のように記載すること。
 - 有価証券の信託受益権である場合には、国債、社債、株式のように記載すること。
 - 金銭債権の信託受益権である場合には、貸付債権、リース債権、割賦債権、売掛債権のように記載すること。
 - 不動産の信託受益権である場合には、土地、建物のように記載すること。
 - 動産の信託受益権である場合には、車両、コンピュータ、OA機器のように記載すること。
 - 無体財産権の信託受益権である場合には、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権のように記載すること。
 - その他の信託受益権である場合には、当該信託財産の種類に応じて上記(イ)から(ハ)までに準じて記載すること。
 - 「細目」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
 - 金銭の信託受益権である場合には、単独運用指定金銭信託、特定金銭信託、特定金外信託、ファンドトラストのように記載すること。
 - 有価証券の信託受益権である場合には、当該有価証券の銘柄について記載すること。
 - 不動産の信託受益権である場合には、当該不動産の所在地について記載すること。
 - 無体財産権の信託受益権である場合には、当該無体財産権の登録番号等について記載すること。
 - その他の信託受益権である場合には、当該信託財産の種類に応じて上記(イ)から(ニ)までに準じて記載すること。
 - 「支払金額」の欄には、その年中に支払の確定した信託受益権の譲渡の対価として支払うべき金額を記載すること。
 - 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。